

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	川口市 個人住民税の課税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

川口市は、個人住民税の課税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

個人住民税の課税に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認するとともに、秘密保持契約を締結している。

評価実施機関名

埼玉県川口市長

公表日

令和2年6月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税の課税に関する事務
②事務の概要	<p>【概要】 地方税法及び川口市税条例に基づき、住民・国税庁から提出された申告情報、給与支払者・年金支払者から提出された支払報告書(以下「申告等情報」という。)を収集し、個人住民税を計算し賦課決定する。賦課決定に際し、または賦課決定した後においても、必要に応じ税務調査を実施し、公平・公正な賦課決定を行う。また、住民からの要請に応じ、賦課された個人住民税情報から課税(所得)証明書等を発行する。</p> <p>【内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 申告等情報の受理 ② 他自治体等から川口市への調査に対する回答、川口市から他自治体等へ税務調査を実施 ③ 個人住民税の賦課決定及び住民・給与支払者・年金支払者への税額通知の発送 ④ 住民登録外の課税(以下「住登外課税」という。)に伴う他自治体への通知 ⑤ 個人住民税の減免申請書の受理及び承認または却下の決定、並びにその通知 ⑥ 住民・給与支払者等からの各種申請・届出書(給与所得者異動届出書等)の受理 ⑦ 他市課税であることが判明した場合の資料の回送 ⑧ 賦課情報に基づく課税(所得)証明書等の発行 ⑨ 情報提供ネットワークシステムを利用した地方税関係情報の提供・照会
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> ・個人住民税システム ・中間サーバ ・共通基盤システム(庁内用連携システム) ・団体内統合宛名システム(宛名システム等) ・税宛名管理システム ・審査システム(eLTAX) ・国税連携システム(eLTAX) ・既存住民基本台帳システム
2. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税課税ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第1の16項 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成三十一年法律第四号)による地方税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令(※注)で定めるもの ※注・・・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条</p> <p>・番号法整備法により、地方税法、国税通則法、所得税法の一部が改正され、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。</p>

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>【別表第2における情報提供】 ・番号法第19条第7号(別表第2の第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報」が含まれる項) ・1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1・2・3・4・6・7・8・10・12・13・14・16・19・20・21・22・22の3・22の4・23・24・24の2・24の3・25・26の3・27・28・31・31の2・31の3・32・33・34・35・36・37・38・39・40・43・43の3・43の4・44・44の2・45・47・49・49の2・50・51・53・54・55・58・59条</p> <p>【別表第2における情報照会】 ・番号法第19条第7号(別表第2の第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)の「地方税法その他のその他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例に関する事務であつて主務省令で定めるもの」を処理するために第3欄(情報提供者)に対し、第4欄(特定個人情報)の提供を求めることができる」とされている項) ・別表第2(第27の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	川口市 理財部 市民税課
②所属長の役職名	市民税課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	川口市(総務部行政管理課情報公開文書係)〒332-8601 川口市青木2-1-1 電話048-258-1641
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	川口市(総務部行政管理課情報公開文書係)〒332-8601 川口市青木2-1-1 電話048-258-1641

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月18日	I 関連情報－3情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠		【別表第2における情報提供】（追加） ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1・2・3・4・6・7・8・10・12・13・16・19・20・21・22・23・25・28・31・32・33・34・35・36・37・38・39・40・43・44・45・47・49・50・51・53・54・55・58・59条 【別表第2における情報照会】（追加） 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	事後	根拠となる主務省令を追加記載するという形式的な変更であり、重要な変更には該当しない
平成28年10月18日	I 関連情報－5.評価実施機関における担当部署－②所属長	市民税課長 佐川 広起	市民税課長 大山 水帆	事後	人事異動による変更であり、重要な変更には該当しない
平成29年10月25日	I 関連情報－5.評価実施機関における担当部署－②所属長	市民税課長 大山 水帆	市民税課長 内田 隆	事後	人事異動による変更であり、重要な変更には該当しない
平成29年10月25日	IIしきい値判断項目－2取扱者数	(取扱者数)500人以上 (いつ時点)平成27年1月1日時点	(取扱者数)500人未満 (いつ時点)平成29年4月1日時点	事後	
平成30年11月15日	I 関連情報－5.評価実施機関における担当部署－②所属長の役職名	市民税課長 内田 隆	市民税課長	事後	評価書の様式変更であり、重要な変更には該当しない
令和1年6月28日	IVリスク対策	-	追加項目	事後	評価書の様式変更であり、重要な変更には該当しない
令和2年6月30日	I 関連情報－1特定個人情報ファイルを取り扱う事務－③システムの名称	・団体内統合宛名システム ・住民基本台帳システム(既存住民基本台帳システム)	・団体内統合宛名システム(宛名システム等) ・既存住民基本台帳システム	事後	システム名を統一表記したものの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月30日	I 関連情報－3個人番号の利用－法令上の根拠	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）による地方税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税若しくは特別法人事業税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	番号法の改正
令和2年6月30日	I 関連情報－4情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	【別表第2における情報提供】 ・番号法第19条第7号（別表第2の第3欄（情報提供者）が「市町村長」のうち、第4欄（特定個人情報）に「地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報」が含まれる項） ・別表第2（第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項） ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1・2・3・4・6・7・8・10・12・13・16・19・20・21・22・23・25・28・31・32・33・34・35・36・37・38・39・40・43・44・45・47・49・50・51・53・54・55・58・59条	【別表第2における情報提供】 ・番号法第19条第7号（別表第2の第3欄（情報提供者）が「市町村長」のうち、第4欄（特定個人情報）に「地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（地方税関係情報）」が含まれる項） 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1・2・3・4・6・7・8・10・12・13・14・16・19・20・21・22・22の3・22の4・23・24・24の2・24の3・25・26の3・27・28・31・31の2・31の3・32・33・34・35・36・37・38・39・40・43・43の3・43の4・44・44の2・45・47・49・49の2・50・51・53・54・55・58・59条	事後	番号法の改正
令和2年6月30日	IIしきい地判断項目－1対象人数－いつ時点の計測か	平成27年1月1日現在	令和2年4月1日現在	事後	再実施による見直し
令和2年6月30日	IIしきい地判断項目－2取扱者数－いつ時点の計測か	平成27年1月1日現在	令和2年4月1日現在	事後	再実施による見直し